

## 災害医療派遣チーム（「東京DMA T」）

### 東京都内大規模地震災害等発生時活動要領

平成24年7月2日付24福保医救第205号  
一部改正平成25年7月1日付25福保医救第269号  
一部改正平成31年3月29日付30福保医救第1609号

#### 第1 目的

東京都内において大規模地震災害等が発生した場合の必要な事項を定めるため、災害医療派遣チーム（「東京DMA T」）運営要綱（以下「運営要綱」という。）第2の5項から7項まで及び第4の2項に基づき、東京都内大規模地震災害等発生時活動要領（以下「要領」という。）を定める。

#### 第2 要領の適用

本要領は、東京都内において大規模地震災害等が発生し、その災害に対処するために東京都災害対策本部（以下「都本部」という。）が設置された場合に適用することを原則とする。

なお、東京都知事（以下「知事」という。）は、東京都内において大規模な災害が発生し、または発生するおそれがあると認めたときは、災害対策活動の推進を図るため都本部を設置する。ただし、夜間休日等の勤務時間外において震度6弱以上の地震（島しょを除く。）が発生した場合は、都本部を自動的に設置する。

#### 第3 基本方針

- 1 東京DMA Tは、東京DMA T指定病院（以下「指定病院」という。）の長が出場可能と判断した場合、知事の命令に基づき出場し、以下の活動を行う。
  - (1) 東京消防庁の指揮下での救命処置等の現場活動（以下「災害現場活動」という。）
  - (2) 東京都地域防災計画に定める医療対策拠点における、東京都地域災害医療コーディネーター設置要綱（平成27年3月23日26福保総職第3264号）第3条に定める東京都地域災害医療コーディネーター（以

下「地域コーディネーター」という。) の職務の補佐 (以下「地域コーディネーター支援活動」という。)

- 2 福祉保健局は、都本部の指揮の下、東京D M A Tの活動に関する業務を行う。

#### 第4 出場調整

- 1 指定病院への待機要請及び出場可否確認

(1) 福祉保健局は、東京都内において大規模地震災害が発生した場合、各指定病院に対し、東京都防災行政無線、広域災害救急医療情報システム(「E M I S」)、衛星携帯電話等(以下「都無線等」という。)により東京D M A Tの待機を要請するとともに出場可否の確認を行う。

なお、東京都内(島しょを除く)において震度6弱以上の震度を記録した場合は、指定病院は、福祉保健局からの要請を待たずに待機を行う。

(2) 指定病院の長は、施設の被害状況や傷病者の殺到状況などを考慮の上、出場可否及び出場可能なチーム数について、都無線等により福祉保健局へ報告する。

(3) 福祉保健局は病院経営本部と連携し、指定病院と東京D M A Tの編成にかかる連絡調整を継続的に行う。

- 2 出場の決定

都本部は、各被災現場の被害状況、医療対策拠点への人的支援の要否、出場可能な指定病院及びチーム数等を踏まえ、東京D M A Tの投入先及び投入順序について、福祉保健局、東京消防庁、病院経営本部と協議の上、決定する。

なお、当該決定に際しては、東京都災害医療コーディネーター(以下「都コーディネーター」という。)の助言を求めることができる。

- 3 指定病院への出場命令

(1) 知事は、出場を決定した指定病院に対して東京D M A Tの出場命令を行う。

(2) 福祉保健局は、災害現場活動の出場命令について、東京消防庁に前項の指定病院を通知し、東京消防庁は、東京消防庁東京D M A T連携隊(以下「連携隊」という。)を指定病院へ派遣する。

#### 第5 災害現場活動

- 1 出場準備

(1) 指定病院は、1チーム当たり医師1名、看護師等2名の計3名を基準として、東京D M A Tを編成する。

- (2) チームには、被災現場において医師及び看護師等の医療スタッフが最大限に能力を発揮し、チームの役割が果たせる環境を提供するため、業務調整員を含めることができる。
- (3) 東京DMA Tは、運営要綱第5に定める装備品及び必要な個人装備品を携行する。なお、現場の状況から必要と思われる医薬品等を独自に増強することを妨げない。
- (4) 指定病院は(1)に定める者のほか、出場に必要な車両の運転業務に従事する、東京DMA T隊員有資格者以外の者を帯同させることができる。
- (5) その他必要と判断される装備品については、別途、福祉保健局が準備するものとする。

## 2 出 場

- (1) 車両により出場する場合

東京DMA Tは、連携隊とともに被災現場へ出場する。

- (2) その他の手段で出場する場合

福祉保健局は、東京DMA Tが車両以外で出場することが効果的であると判断した場合は、関係機関と協議し、出場方法を速やかに決定する。

## 3 活動原則

- (1) 東京DMA Tは、被災現場の現場救護所等において、東京消防庁の現場指揮本部長（以下「指揮本部長」という。）の指揮下で活動する。
- (2) 東京DMA Tは、指揮本部長から受けた活動範囲や活動内容の指示に基づき、連携隊など消防隊等により安全が確保され、かつ、特別な装備を着装する必要がない範囲で活動する。
- (3) 東京DMA Tは、連携隊の支援を受けつつ、救出救助された傷病者に対するトリアージ、必要な救命処置等を実施する。
- (4) 東京DMA Tは、搬送の優先順位など消防隊等に対して医学的見地からの助言を行う。
- (5) 複数の東京DMA Tが活動する場合は、以下のとおりとする。
  - ア 同一の災害現場において複数の東京DMA Tが活動する場合は、原則として最先着した東京DMA Tが、指揮本部長に対して医学的見地からの助言を行う。
  - イ 同一の活動場所において複数の東京DMA Tが活動する場合は、原則としてその活動場所に最先着した東京DMA Tが、その現場責任者に対して医学的見地からの助言を行うとともに、後着の東京DMA Tとの連携に努める。
- (6) 東京DMA Tは、必要に応じて福祉保健局や都コーディネーターと都無線等により連絡を行う。

#### 4 活動内容

##### (1) 医師及び看護師等の業務

- ア 被災現場、現場救護所等での治療の優先順位の決定
- イ 治療方法の選定及び治療
- ウ 死亡確認
- エ 緊急度・重症度に応じた搬送の優先順位、搬送方法及び搬送先の選定などにかかる消防隊等への医学的見地からの助言
- オ 救出・救助部隊が負傷した場合の治療
- カ 繼続的治療を要する傷病者を搬送する救急車、ヘリコプター等への同乗及び搬送時の診療 等

##### (2) 業務調整員の業務

- ア 医療活動に必要な情報収集・提供
- イ 医薬品、通信手段、移動手段、生活手段の確保等にかかる消防隊、都本部等の関係機関との連携及び連絡調整
- ウ 医療補助、記録、安全管理、環境整備、資器材管理 等

#### 5 活動報告

出場した指定病院は、福祉保健局が定める方法により活動内容を知事に報告する。

#### 6 活動期間

東京DMA Tの活動期間は、出場からおおむね48時間以内を目安とする。

#### 7 補 給

- (1) 福祉保健局は、東京DMA Tとの連絡体制を確保し、活動に必要な情報連絡を行うとともに、要請に基づく医薬品等の補給等について、必要な措置を講じる。
- (2) 福祉保健局は、食料等の補給について、必要な措置を講じるものとする。
- (3) 補給に必要な経費は、原則として東京都が負担する。

#### 8 引き揚げ及び他の被災現場等への出場

- (1) 東京DMA Tが活動を終了した場合は、速やかに出場元の病院へ引き揚げる。
- (2) 東京DMA Tの引き揚げ決定は、被災現場の状況等を踏まえ、指揮本部長が決定する。
- (3) 東京DMA Tが引き揚げる際は、福祉保健局に引き揚げの報告を行う。
- (4) 活動終了後、東京DMA Tが他の被災現場へ出場する必要がある場合、都本部は、当該東京DMA T及び福祉保健局、東京消防庁、病院経営本

部と協議の上決定する。

- (5) 東京DMA Tが引き揚げ又は他の被災現場へ出場する場合、連携隊とともに移動する。

## 9 交 替

- (1) 福祉保健局は、東京DMA Tの疲労度などの状況に応じて交替が必要な場合、東京消防庁と協議の上、第4に準じて、交替要員となる東京DMA Tの出場を決定し、東京DMA Tは、連携隊とともに被災現場へ出場する。
- (2) 東京DMA Tは、活動に間隙が生じないよう、原則として交替要員が到着するまで活動を継続し、交替要員の到着後、任務を申し送り、引き揚げを行う。

# 第6 地域コーディネーター支援活動

## 1 出場準備

- (1) 指定病院は、地域コーディネーターが求める支援の内容を踏まえ、第5の1項（1）及び（2）の編成を基準として、支援に必要な隊員を編成し、派遣することができる。
- (2) 指定病院は前号により編成された者のほか、指定病院の長の判断により、出場に必要な車両の運転業務に従事する東京DMA T隊員有資格者以外の者を帯同させることができる。
- (3) 東京DMA Tは、指定病院の災害現場活動に支障のない範囲において、運営要綱第5に定める装備品及び必要な個人装備品を携行する。

## 2 出場

東京DMA Tは、原則として、自院により確保した車両により被災現場の医療対策拠点へ出場する。福祉保健局は、東京DMA Tが車両以外で出場することが効果的であると判断した場合は、関係機関と協議し、出場方法を速やかに決定する。

## 3 活動原則

東京DMA Tは、被災地の医療対策拠点において、地域コーディネーターの指示の下、地域コーディネーターの職務を補佐する。

## 4 活動内容

- 下記活動を地域コーディネーターの指示に基づき補佐する。
- (1) 医療救護班の活動に関すること  
(2) 医療情報の集約に関すること  
(3) 収容先医療機関の確保に関すること  
(4) 都コーディネーター及び地域コーディネーター等との連絡調整に関すること

すること

## 5 活動報告

出場した指定病院は、福祉保健局が定める方法により活動内容を知事に報告する。第3の1項（2）ただし書きにより、指定病院の長の判断によって、当該病院から選出している地域コーディネーターの職務を補佐した場合も同様とする。

## 6 活動期間

東京DMA Tの支援活動期間は、出場からおおむね48時間以内を目安とする。

## 7 引き揚げ及び他の医療対策拠点への出場

- (1) 東京DMA Tの引き揚げ決定は、出場先の医療対策拠点の状況等を踏まえ、都コーディネーター及び地域コーディネーターと協議の上、福祉保健局が決定する。
- (2) 東京DMA Tが引き揚げる際は、福祉保健局に引き揚げの報告を行う。
- (3) 活動終了後、東京DMA Tが他の医療対策拠点へ出場する必要がある場合、都本部は、福祉保健局、都コーディネーター、病院経営本部及び隊員の指定病院と協議の上、出場先を決定する。

## 8 交替

- (1) 福祉保健局は、東京DMA Tの疲労度などの状況に応じて交替が必要な場合、第4に準じて、交替要員となる東京DMA Tの出場を決定し、東京DMA Tは、被災地の医療対策拠点へ出場する。
- (2) 東京DMA Tは、活動に間隙が生じないよう、原則として交替要員が到着するまで活動を継続し、交替要員の到着後、引き継ぎを行った上で引き揚げを行う。

## 第7 補 償

東京都は、災害救助法の適用状況をふまえ、運営要綱第7に準じて補償を行う。

## 第8 委 任

- 1 福祉保健局は、本要領に定める東京DMA Tの出場及び活動に関して、他の防災機関との連携に要する調整が必要となった場合及び都本部長の判断を要する調整が必要となった場合は、総務局総合防災部を通じて調整を図るものとする。
- 2 この要領に定めるもののほか必要な事項については、福祉保健局長が別に定める。

附則

この要領は、決定の日から施行する。

附則（平成25年7月11日付25福保医救第269号）

この要領は、決定の日から施行する。

附則（平成31年3月29日付30福保医救第1609号）

この要領は、決定の日から施行する。